

表① 税率 (標準税率)

課税標準額	税率	速算控除額
20万円以下の金額	2.5%	0円
20万1千円～ 45万円	3%	1,000円
45万1千円～ 70万円	4%	5,500円
70万1千円～ 95万円	5%	12,500円
95万1千円～ 120万円	6%	22,000円
120万1千円～ 220万円	7%	34,000円
220万1千円～ 370万円	8%	56,000円
370万1千円～ 570万円	9%	93,000円
570万1千円～ 950万円	10%	150,000円
950万1千円～ 1,900万円	11%	245,000円
1,900万1千円～ 2,900万円	12%	435,000円
2,900万1千円～ 4,900万円	13%	725,000円
4,900万をこえる金額	14%	1,215,000円

# 大館市の税金は高いのか？

## 市民税のしくみ

昭和62年度の市県民税申告相談を2月4日から行っていますが、このほど大館市の市民税は高すぎると内容の投書が広報係にありました。本当に大館市の市民税が他市町村に比べて高いのでしょうか。これを機会に市民税の仕組みについて市税務課から聞いてみました。

**問**  
私は、数年前主人の仕事の都合で大館市へ引っ越してきました。近所の方とも話し合っているのですが、前に住んでいた市より大館市の市民税が高いように思いますが、どうなっているのでしょうか。  
(東台・主婦)

### 市民税は他市と同じ

個人の市民税の計算方法は地方税法で定められており、全国各地でも同一なのです。このため、大館市だけが特別高いのではありません。個人の市民税は、次の式で算出します。  
**(所得金額ー所得控除)×税率ー速算控除額+均等割=市民税額**  
「所得金額」とは……  
事業所得者の場合  
(収入金額ー必要経費)+他の所得

表② 所得控除額

雑損控除	損失額ー所得金額×10% 負担額ー(所得金額×5%または5万円のうちのいずれか低い方の金額)最高200万円
医療費控除	全額
社会保険料控除	全額
生命保険料控除 (一般の場合)	・支払保険料 15,000円以下……全額 15,000円～40,000円 …支払保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円 40,000円以上 …支払保険料× $\frac{1}{4}$ +17,500円 最高 35,000円
高齢者・寡婦(夫) 勤労学生	240,000円
障害者控除	・普通障害者 240,000円 ・特別障害者 260,000円 (配偶者・扶養者である障害者を含む) 260,000円
配偶者控除	(老人控除配偶者270,000円) 同居特別障害者340,000円
扶養控除	260,000円 老人扶養270,000円 同居老人扶養310,000円 同居特別障害者340,000円
基礎控除	260,000円

給与所得者の場合  
(給与収入額ー給与控除額)

+他の所得

「所得控除額」は、地方税法で定められた全国共通の各控除額(表②)です。また、「税率」(表①)についても、大館市は地方税法による標準税率を採用しています。  
「均等割額」は、地方税法で市町村の人口に応じて定められており、県内では、秋田市、大館市、能代市が人口五万人以上で二千万円その他の市町村が千五百円となっています。

市民税は、毎年、前年度の所得に対して課税されるので、所得が増えた場合、市民税も高くなります。そのほか、市民税と一諸に県民税も課税されます。市県民税は、公共事業を行うための費用を住民がその所得に応じて分担していただくという性格を持つ税金です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。  
※なお、昭和六十二年度は税制改正により税率が変わることもありま

### <計算例> 年収入3,971,000円(給与)で家族は妻・子供2人の場合

所得金額は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。

$3,971,000円 - 給与控除額1,291,600円 = 2,679,400円$

●所得控除額1,335,820円

社会保険料控除260,820円(全額)  
生命保険控除3万5千円、配偶者控除26万円、扶養控除26万円×2人=52万円、基礎控除26万円

●あなたの課税標準額は

$2,679,400円 - 1,335,820円 = 1,343,000円$   
(千円以下切り捨て)

●あなたの市民税は……

【所得割】(表①)

$(課税標準額 \times 税率 - 速算控除額)$   
 $1,343,000円 \times 7\% - 34,000円 = 60,010円$ となります。

【均等割】 2,000円

所得割 + 均等割 = 市民税

$60,010円 + 2,000円 = 62,010円$

## 市県民税の申告相談日

市県民税の申告相談が行われています。必要書類を持参のうえ、正しい申告をしてください。(三月六日以降の日程は次号でお知らせします)

期日	受付相談区域	場所
2/21(出)	上四羽出、下四羽山	二井田公民館
午後	館、比内前田、大子内、下村	
23(月)	向羽立、日景町、小釈迦内	釈迦内公民館
午後	獅子ヶ森、山神台、釈迦内中台	
24(火)	長面、長面袋、松木	釈迦内公民館
午後	大通、中通、上通、高館下、松崎上袋	
25(水)	商人留、日鉦釈迦内、二ツ森	釈迦内公民館
午後	県市公営住宅、沼館	
26(木)	上代野、天下町一区、三区、茂内屋敷、籠谷、石湖	長木公民館
午後	芦田子、寒神、小茂内、東二ツ屋、二ツ屋、芋ヶ谷、水沢	
27(金)	大茂内、茂内新町、天下町4区	長木公民館
午後	高袋、小雪沢、大明神、新沢	
28(土)	下代野、赤沢、黒沢	上川沿公民館
午後	中山、沢山、羽立、金谷	
3/2(月)	川口一区、三区	下川沿公民館
午後	川口四区、六区、餅田二区	
3(火)	午前 立花、西大館、隼人町	下川沿公民館
午後	豊道、赤泉、鳴出、出湯、餅田区	
4(水)	午前 板沢	真中公民館
午後	榎崎	
5(木)	午前 小椋、大坂、出川、高戸谷	真中公民館
午後	赤石、下川原	

申告時間 午前：9時30分から正午まで  
午後：1時から4時まで  
申告相談の問い合わせ先 税務課市民税係 (内線230、231)